

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県食の安心・安全推進条例（以下「条例」という。）第10条及び第11条に規定する食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、食品の製造、加工又は調理を行う過程における衛生管理の基準を定めるとともに、高度衛生管理工程認定制度の実施に係る必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品関係営業者 条例第2条第3項に規定する食品関連事業者のうち、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条第1項の規定に基づく許可を受け、又は山口県食品衛生施行細則（昭和48年山口県規則第10号。以下「細則」という。）に基づく開始届を行った営業者で山口県内に施設があるものをいう。
- (2) 施設 法第52条第1項の規定による営業許可及び細則第18条に基づく届出を行った施設をいう。
- (3) 認定 知事が食品関係営業者からの申請に基づいて審査し、当該申請に係る施設において第3条に定める衛生管理の基準（以下「衛生管理基準」という。）を満たす衛生管理が行われていることを認める行為をいう。

(衛生管理基準)

第3条 衛生管理基準は、別表1を基本とし業種ごとに定める。

(認定)

第4条 食品関係営業者は、衛生管理基準を満たす施設について、高度衛生管理工程として知事の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定の申請は、認定を受けようとする施設ごとに別記第1号様式による申請書を、別表2に定める書類（以下「申請書類」という。）及び認定を受けようとする施設に係る食品衛生許可証の写しを添えて、知事に提出してしなければならない。

(欠格要件)

第5条 第15条の規定により認定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない食品関係営業者は、前条第2項に規定する認定の申請をすることができない。

(認定の審査)

第6条 知事は、第4条第1項の認定について、当該申請に係る施設について調査の上、審査して行うものとする。

- 2 知事は、前項の審査において必要があると認めるときは、関係者に意見を求めることができる。

(認定書の交付等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定により認定したときは、申請者に対し、別記第2号様式による山口県高度衛生管理工程認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第6条第1項の審査において、申請のあつた施設が、衛生管理基準に適合しないと認めるときは、申請者に対して、別記第3号様式により、その旨を通知するものとする。

3 知事は、第12条の規定による届出（同条第4号に該当する変更の届出を除く。）を受理したときは、認定を受けた食品関係業者（以下「認定業者」という。）に認定書を交付するものとする。

4 認定業者が、交付された認定書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、別記第4号様式により、知事に再交付の申請をすることができる。

この場合において、再交付の申請が認定書の破損又は汚損によるものであるときは、当該認定書を添付しなければならない。

5 知事は、前項の規定により再交付の申請のあつた認定業者に対し、認定書を再交付するものとする。

6 前項の規定により再交付を受けた認定業者は、亡失した認定書を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

(認定の有効期間)

第8条 第4条第1項の規定に係る認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

(認定業者の公表)

第9条 知事は、認定業者の名称、所在地等を公表するものとする。

(認定マークの表示等)

第10条 認定業者は、知事が定めるところにより認定マークを表示することができる。

(認定の更新の申請)

第11条 認定業者が、認定の有効期間満了に際し引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間が満了する日の3か月前までに、別記第1号様式による申請書に申請書類及び食品衛生許可証の写しを添えて、知事に申請しなければならない。

2 前項の申請について、第6条から第8条までの規定を準用する。

3 第1項の申請があつた場合において、前項に規定する有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(認定事項の変更の届出)

第12条 認定業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、別記第5号様式により、速やかに知事に届け出なければならない。

なお、第4号に係る変更にあつては、変更内容を確認できる書類を添えなければならない。

(1) 認定業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 認定業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(3) 施設の名称

(4) 申請書類の内容の変更（軽微な変更を除く。）

2 前項第1号から第3号までの規定に該当する事項の変更にあつては、前項に規定する書類のほか認定書を併せて提出するものとする。

(廃止の届出)

第13条 認定業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第6号様式による届出書に認定書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

(1) 自ら認定を辞退しようとするとき

(2) 認定を受けた施設を廃止したとき

(3) 認定をうけた工程を廃止したとき

(施設への立入り、報告等)

第14条 認定業者は、毎年1回、認定を受けた施設ごとに、別記第7号様式による届出書により、認定を受けた施設の現状を知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、食品衛生監視員（法第30条第1項の規定による食品衛生監視員をいう。）に認定に係る施設に立ち入り、当該認定に関する管理の履行状況について、調査させることができる。

3 知事は、前項の規定による調査の結果、認定業者が行う衛生管理が衛生管理基準に適合すると認められないときは、認定業者に対して、その改善を指示する。

(認定の取消し)

第15条 知事は、認定業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段によって認定を受けたとき

(2) 前条第3項の指示に従わないとき

(3) 認定を受けた施設及びその施設で製造した食品について、法第54条から第56条までの規定による処分を受けたとき

2 知事は、前項の規定により認定の取り消しを決定したときは、当該食品関係業者に対し別記第8号様式による認定取消通知書を交付するものとする。

3 認定業者が第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに別記第9号様式により、認定書を知事に返納しなければならない。

(その他)

第16条 その他認定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	基準の内容
1. 意思決定	次の事項を記載した社内文書を作成していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定取得の方針決定 ・ 認定取得のための組織及び検証チームの構成図
2. 製品説明書	次の事項を記載した製品説明書を作成していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の名称及び種類 ・ 原材料に関する事項 ・ 添加物の名称及びその使用量 ・ 容器包装の形態及び材質 ・ 製品の規格 ・ 消費期限又は賞味期限及び保存方法 ・ 喫食又は利用の方法
3. 製造工程等	次の事項を記載した製造又は加工の工程に関する文書を作成していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造又は加工の工程 ・ 各工程ごとの作業内容及び作業時間並びに作業担当者の職名 ・ モニタリングを行う箇所
4. 施設の図面	次の事項を記載した施設の図面等を作成していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品等の移動の経路 ・ 従事者の配置及び動線 ・ 作業場内の清浄度に応じた区分 <div style="margin-left: 20px;"> (高度清浄区域を設けている場合は、その区域内の) <ul style="list-style-type: none"> 空気清浄度及び圧力 </div> ・ モニタリングに使用する設備及び機器
5. 危害分析の実施等	製品につき発生するおそれのあるすべての食品衛生上の危害について、当該危害の原因となる物質及び製造又は加工の工程において発生するおそれのあるすべての潜在的な危害を特定したリストを作成していること
6. 危害防止措置の実施等	5 で定めた危害に関する次の事項を定めた文書を作成し、文書に基づき実施していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 危害の発生を防止するための措置 ・ 重要管理点における管理基準 ・ 重要基準のモニタリング方法
7. 改善措置等	6 の管理基準を逸脱した場合の改善措置の方法、記録の方法その他必要な事項を記載した文書を作成し、その文書に基づき改善を実施していること
8. 検証等	食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法、記録の方法その他必要な事項を記載した文書を作成し、その文書に基づき、検証チームによる検証を実施していること

別表 2 (第 4 条関係)

- 1 意思決定
- 2 製品説明書
- 3 製造又は加工の工程に関する文書
- 4 施設の図面
- 5 危害の分析に関する文書
- 6 危害の発生を防止するための措置に関する文書
- 7 改善指導に関する文書
- 8 検証に関する文書

※ 5 から 7 に関する文書については、総括表などにより、一括記載することができる。

認 定 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
記

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 業種

3 認定を受けようとする製造工程の名称

4 認定年月日及び認定番号

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「認定年月日及び認定番号」は、継続して申請をする場合のみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第2号様式（第7条関係）

山口県高度衛生管理工程認定書

認定番号 第 号

氏 名

施設の名称

業種

認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第7条第1項の規定により、認定します。

年 月 日

山口県知事名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

山口県知事 印

基準不適合通知書

年 月 日付けの認定申請については、山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第7条第2項の規定により、下記の理由で認定しない。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第4号様式（第7条関係）

認定書再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

(申請者)

住所

氏名

印

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり再交付を申請します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
名称
所在地
- 2 業種
- 3 認定年月日及び認定番号
認定年月日
認定番号
- 4 再交付の理由

注 申請者の所在及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定事項変更届出書

年 月 日

山口県知事 様

（申請書）

住 所

氏 名

印

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 業種

3 認定年月日、認定番号及び認定を受けている工程の名称

認定年月日

認定番号

工程の名称

4 変更事項及び内容

5 変更年月日

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定廃止等届出書

年 月 日

山口県知事 様

(届出書)

住所

氏名

印

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 認定年月日及び認定番号

認定年月日

認定番号

3 理由

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

山口県知事 様

住所

氏名

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

年 月 日

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 業種

3 現況

(1) 認定を受けた工程の名称

(2) (1) の工程で製造している品目

(3) 検証に関する文書

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表
者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

様

山口県知事 印

認定申請取消通知書

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第15条第2項の規定により、年 月 日付け
第 号で行った認定を、下記の理由により取り消したので通知します。

年 月 日

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 業種

別記第9号様式（第15条関係）

年 月 日

山口県知事 様

住所

氏名

返納書

山口県高度衛生管理工程認定制度実施要綱第15条第3項の規定により認定書を返納します。

年 月 日

1 認定番号 第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 取消処分を受けた年月日 年 月 日

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。